

議事要旨(2) 連結・特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、連結・特別目的会社専門委員会では我が国において仮に IFRS の考え方を導入した場合の影響について検討を行っており、今回は、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」について取り上げる旨の説明がなされた。これを受けて、熊谷研究員より、審議事項(2)に基づいて、IFRS 第 12 号で要求されている開示項目で、個別に重要と考えられる項目に焦点を当て、説明が行われた。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

ある委員より、非連結の組成された企業に関する関与の開示について、あまり詳細なガイダンスが設けられていないように見えるが、理由を確認したいとの質問があった。これに対し、事務局より、IASB では、確かに米国会計基準ほど詳細には組成された企業やその関与の定義についてガイダンスを設けていない。一般に、SPE に相当する「組成された企業」という用語は、支配の判定の場面では用いておらず、金融危機を受けての SPE に関する開示要請への対処として、開示基準でのみ用いられているものである。米国会計基準における変動持分事業体（VIE）の開示規定との整合性を意識した定めも見られるが、VIE に関する規定の詳細さには米国でも批判があり、IFRS ではそこまで詳細に定めないこととされ、現状のような記載ぶりとなっていると考えられるとの説明があった。

ある委員より、非支配持分に関する開示について、開示量の大幅な増加による作成者の負担を懸念する意見があった。また、別の委員より、要求されている開示を企業に求める意義やコストとベネフィットとの関係を、日本企業の経営実態に照らして十分に検討していく必要がある、との意見があった。これに対し、事務局より、開示量の増加は認識しているが、利用者からはこのような情報の有用性を指摘する声もあり、今後、IFRS 第 10 号と合わせた全体の検討の中で、分析・検討していきたいとの説明があった。また、IASB のアジェンダ協議文書では、開示フレームワークや開示量の見直しも検討課題の一つとして入っており、これに関連して開示全体の枠組みの中で意見発信を行っていくことも考えられるとの説明があった。

あるオブザーバーより、非支配持分に関する開示に関する重要性について、重要な子会社で、かつ、非支配持分の額も重要、という 2 つの重要性があり、非常に大きな影響のある子会社の開示を想定しているのではないかとの確認があった。これに対し、事務局より、重要性の判断に関しては、基本的には実務の中で対応されるであろうが、IFRS では基準レベルでは通常、重要性を明記しないなかで、敢えて「重要性のある」非支配持分がある場合のみと明記しており、一定の配慮がなされているのではないかとの説明があった。

以 上